

指定給水装置工事事業者制度 と各種届出事項

講習内容

- 1 指定の更新制度
- 2 給水装置工事主任技術者
- 3 各種届出事項
- 4 事業の運営の基準
- 5 指定の取消し（違反行為）
- 6 修繕対応登録事業者
- 7 給水条例等の一部改正



東京都水道局

1 指定の更新制度

指定の更新について

- 令和元年10月1日に改正水道法が施行
- 全ての指定事業者は、**5年**ごとに更新手続が必要
- 更新の要件は、新規指定時の基準を準用

＜更新の要件＞ —水道法第25条の3（指定の基準）—

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具を有すること
- ③ 水道法第25条の3に規定された欠格要件に該当しない者

＜改正水道法施行前＞

新規申請

指定（無期限）

＜改正水道法施行後＞

新規申請

更新

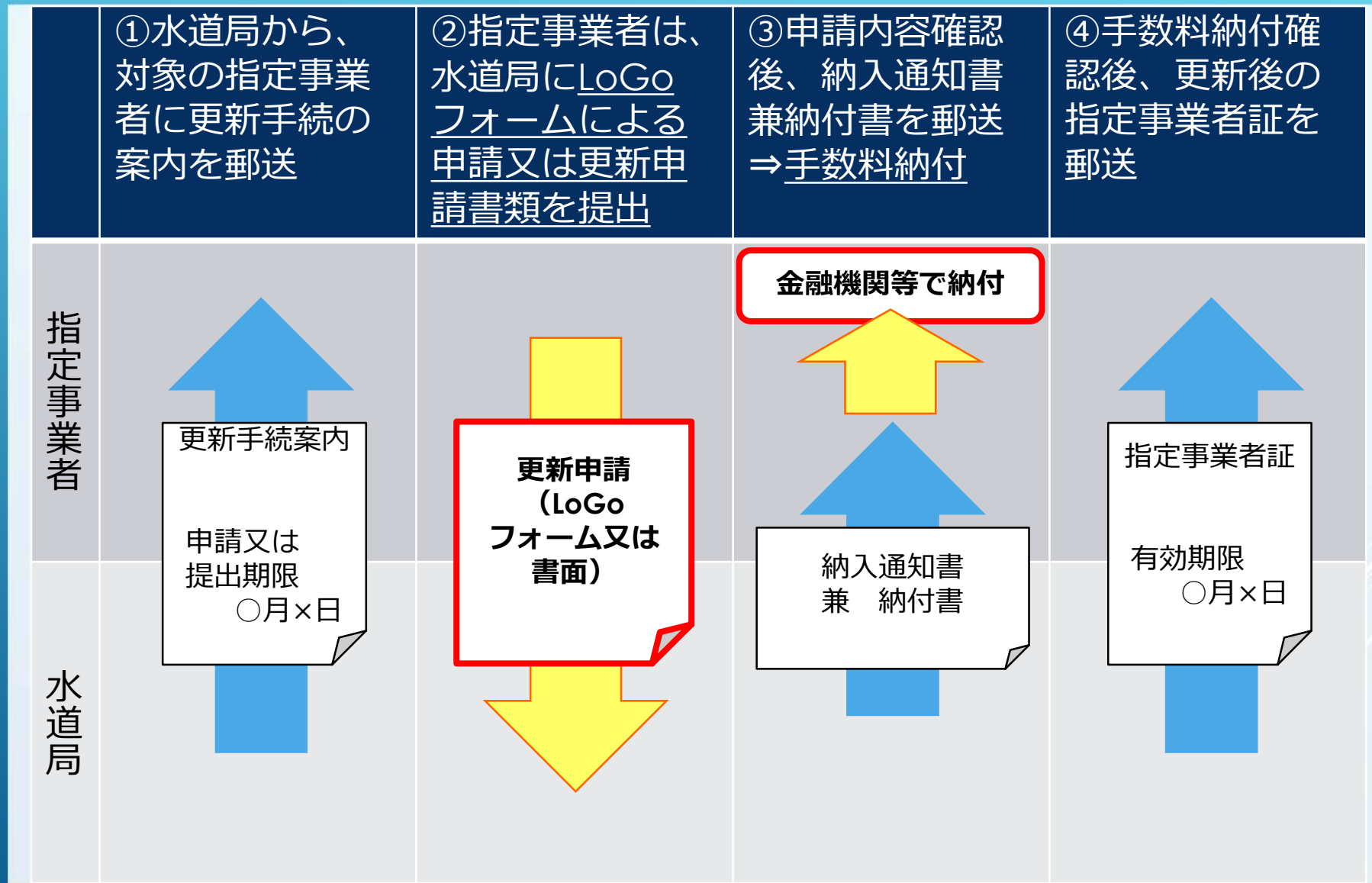
更新

指定（5年）

指定（5年）

指定（5年）

更新手続について



更新時の確認事項について

- 厚生労働省（当時）水道課長通知に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- 「公表可」と回答した業務内容（休業日・営業時間、漏水等修繕対応の可否等）は、水道局HPに掲載し、お客さまに情報提供

<更新時の確認事項>

- ①東京都水道局が実施する指定給水装置工事事業者講習の受講実績
- ②業務内容（休業日・営業時間、漏水等修繕対応の可否等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

2 給水装置工事主任技術者



給水装置工事主任技術者の届出について

- 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、**給水装置工事主任技術者**を選任しなければならない。
- 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときは、**遅滞なく**、水道事業者届け出なければならない。
- 給水装置工事主任技術者が欠けたときは、**欠けた日から2週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

●給水装置工事主任技術者の選任・解任時は、「**給水装置工事主任技術者選任・解任届出書**」をLoGoフォームによる申請又は書面により提出

※選任の場合は、「**給水装置工事主任技術者免状**」の写し又は「**給水装置工事主任技術者証**」の写しを添付

●解任によって給水装置工事主任技術者が不在となり、2週間以内に選任できないときは、新たに選任するまで、「**指定給水装置工事事業者休止届出書**」をLoGoフォームによる申請又は書面により提出

給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う。

＜給水装置工事主任技術者の具体的な職務＞

—水道法第25条の4 第3項、水道法施行規則第23条—

- ①給水装置工事の一連の過程における技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置の構造・材質が基準に適合していることの確認
- ④給水装置工事に関する水道事業者との連絡調整

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

3 各種届出事項



指定事項の変更の届出について

＜**変更**のあった日から**30日以内**に届出が必要＞

- ①事業所の名称及び所在地
- ②氏名又は名称及び住所
- ③法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
- ④給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

「**指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書**」と
添付書類（次ページのとおりの）をLoGoフォームにより申請
又は書面により提出

※変更の届出をただけでは、変更後の「都指定給水装置工事事業者証」は交付されない。交付を希望する場合は、LoGoフォーム又は書面にて、再交付の申請（1枚につき手数料2,100円）が必要。

変更の届出に必要な添付書類

変更事項		定款(財団法人は 寄付行為)の写し	誓約書 (水道法施行規則 様式)	賃貸借契約書ま たは、公共料金 等支払証の写し	その他
氏名又は名称	法人	●			・ 定款の写しは、直近のもの ・ 役員の解任のみの場合は 誓約書は不要
	個人	添付書類は不要			
住所	法人	●			
	個人	添付書類は不要			
代表者	法人	●	●		
役員	法人		●		
事業所の名称 又は所在地	法人			● ※ 1	※1登記事項証明書に記載のある 場合は不要 ※2住民票の住所と同一の場合 は不要
	個人			● ※ 2	
主任技術者の 氏名又は免状 交付番号	法人				・ 給水装置工事主任技術者 免状又は給水装置工事主任 技術者証の写しを添付
	個人				

廃止・休止・再開の届出について

＜**廃止**又は**休止**の日から**30日以内**に届出が必要＞

- ①給水装置工事事業の廃止
- ②給水装置工事事業の休止

＜**再開**の日から**10日以内**に届出が必要＞

- ③給水装置工事事業の再開（休止中からの再開）



「**指定給水装置工事事業者 {廃止・休止・再開} 届出書**」
をLoGoフォームによる申請又は書面により提出

※廃止の場合は、「**都指定給水装置工事事業者証**」
(原本)を併せて返納（郵送又は持参）

各種届出様式掲載場所・申請又は提出先①

東京都水道局のホームページに掲載

HPアドレス <http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>

<指定給水装置工事事業者関連情報>

トップページ

トップページ下部、
事業者向けの情報の
指定給水装置工事事業者関連情報
をクリック

事業者向けの情報



水道工事の不測対策
水道工事の不測対策として、様々な取
組を行っています。



水道工事の担い手確保
水道工事従事者の確保と新規入職
者の確保の取組を行っています。



指定給水装置工事事業者関連情報
指定の更新申請・講習会などを案内
しています。

水道局トップ > 事業者の皆さまへ > 工事関係の方へ > 指定給水装置工事事業者関連情報

指定給水装置工事事業者関連情報

指定の更新申請等（オンラインの場合）

指定の更新申請等（書面の場合）

講習会（eラーニング、会場講習）

事業者の処分について

修繕対応事業者の登録募集

各種届出様式掲載場所・申請又は提出先②

«①書面申請の場合»

①書面申請

所定の様式を印刷し、必要事項を記載の上、
東京都水道局の下記窓口へ提出

⇒給水部給水課（郵送可）
多摩水道改革推進本部調整部技術指導課
各給水管工事事務所
各サービスステーション
のいずれか

※手数料は、後日郵送される納入通知書
にて納付する

«②LoGoフォーム申請の場合»

②LoGoフォームによる電子申請

- 指定の新規申請
- 指定の更新
- 指定事項の変更
- 指定の廃止・休止・再開
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任
- 指定給水装置工事事業者証の再交付
- 修繕対応登録事業者の登録
- 修繕対応登録事業者の登録内容の変更
- 修繕対応登録事業者の登録の辞退

※手数料は、後日郵送される納入通知書
にて納付する

4 事業の運営の基準



事業の運営の基準

指定事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

＜事業の運営の基準＞ ー水道法施行規則第36条ー

- ①給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名
- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置
- ③前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行
- ④給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保
- ⑤構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない。給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しない。
- ⑥施行した給水装置工事の記録を作成し、3年間保存

5 指定の取消し (違反行為)



指定の取消し

水道事業者は、指定事業者が水道法第25条の11の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

＜指定の取消しとなる違反行為＞ ー水道法第25条の11ー

- ① **指定の基準（水道法第25条の3）に適合しない**
- ② 給水装置工事主任技術者を選任しない、選任・解任の届出をしない
- ③ 指定事項の変更・廃止・休止・再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした
- ④ **事業の運営の基準に従った適正な事業の運営をすることができない**
- ⑤ 給水装置工事主任技術者の検査立会の求めに対し、正当な理由なく応じない
- ⑥ 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、**正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした**
- ⑦ 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき

指定の取消しを受けると、取消しの日から2年間、新たに指定を受けることができない。

違反行為の主な内容

○無届工事、無断通水、メータの不正使用、無許可で道路を掘削・使用 等
⇒水道法第25条の11第1号に該当（業務に関し不正又は不誠実な行為）

○東京都水道局の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行
⇒水道法第25条の11第4号に該当（事業の運営の基準に違反）

○給水装置工事に関する資料の提出の際、虚偽の資料を提出
⇒水道法第25条の11第6号に該当

※その他の事例や詳細については、東京都水道局ホームページ掲載の「**都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準**」を御覧ください。

※違反行為の内容が、給水装置工事主任技術者免状の返納命令の対象となり得る場合（法令に定める職務を行っていない場合）は、厚生労働省（当時）の通知に基づき、東京都水道局から国土交通省及び環境省に報告します。

違反行為の具体的な事例①

事例 1 給水装置工事主任技術者が不在で、道路占用及び道路使用の許可を受けず、無届工事を行った

事業者は、〇〇区〇〇町〇番地先において、令和〇年〇月〇日に宅地造成工事に付随する給水装置の新設工事を施行したが、当局の承認、設計審査及び工事検査を受けなかった。また、本件工事において、給水装置工事主任技術者が不在で、分岐穿孔の資格者がいなかったことに加えて、道路管理者の道路占用許可及び警察署長の道路使用許可を受けていなかった（〇〇区及び〇〇警察署より指導を受けた）。

本件経緯としては、現地に届出のないメーターボックスが設置されているとの情報を受けて現地調査を実施した結果、当該事実が判明したものである。その後、事業者に事情聴取を行ったところ、引き渡しが迫っていたことを理由に違反行為を行ったことを認めた（顛末書提出）。

当該工事は、工事写真も撮影されていなかったため、無断設置したサドルを閉止処理の上、新たに分岐穿孔による再設置を行った。

⇒都指定給水装置工事事業者規程違反により、当局より文書警告

違反行為の具体的な事例②

事例2 建築中の集合住宅に通水するため、メータバイパスユニットに量水器を設置せず、代用管を用いて無断通水を行った

事業者は、令和〇年〇月〇日、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（新築集合住宅）において、近隣の住民より道路に水が流出しているとの通報があった。現地に出動した政策連携団体である東京水道（株）の社員が現地でメータバイパスユニットを確認したところ、無断通水の違反行為を行っていた。原因は、集合住宅に供給する給水管40mmを布設後、各戸メータまでの耐圧を確認するため、量水器を設置せず、代用管を用いて充水したものである。

また、増圧ポンプが未設置のため、ビニル管で仮配管を施工したが、接合不良で漏水し、敷地に隣接する道路にまで漏水の影響を及ぼした。

これら一連の事実については、事業者へ事情聴取を行い（顛末書提出）、事業者の給水装置工事主任技術者も認めているところである。

⇒都指定給水装置工事事業者規程違反により、当局より文書警告

6 修繕対応登録事業者



修繕対応登録事業者の募集について

東京都指定給水装置工事事業者の皆さまへ

東京都水道局修繕対応登録事業者の募集について

東京都水道局では、お客さまサービスの向上を更に図るため、修繕対応登録事業者を募集します。

今回御案内する内容



宅地内における水道メータ下流側の修繕に関して、一定の要件を満たす指定事業者の方を申請に基づいて東京都水道局修繕対応登録事業者として登録します。
※ 水道局ホームページに掲載（必須条件）をするほか、お客さまの御要望に応じて登録事業者の連絡先を御案内いたします。

登録するための要件

お客さまに「誠実に対応すること」や「工事や見積の内容を分かりやすく説明すること」などがあります。これらを遵守できる指定事業者の方を登録します。
要件に該当しなくなったときは、登録を抹消します。



宅地内における水道メータ下流側の修繕を主として行っている指定事業者の方を対象とします。詳しくは、当局ホームページを御覧ください。
<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>



【問合せ先】

東京都水道局給水部給水課（指定事業者担当）
電話 03-5320-6434

【お客さまから漏水調査・修繕を依頼されたとき】

- ◎お客さまに対して誠実な対応をお願いします。
- ◎漏水調査・修繕を行ったときは、所定の様式にて当局へ報告をお願いします。

【お申込方法】

- ◆募集対象◆ 東京都水道局から東京都指定給水装置工事事業者として指定を受けており、水道メータ下流側の修繕工事を行っている事業者で、水道局ホームページにおいて登録情報の公開が可能である事業者の方。
- ◆申請方法◆ 登録申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び申請についての確認事項を郵送してください（下記窓口での申請も可能です。）
- ◆申請先◆ 〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎23階
東京都水道局給水部給水課 指定事業者担当
電話03-5320-6434
- ◆申請期間◆ 東京都指定給水装置工事事業者として指定を受けた日から随時受付しています。
窓口に参加する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。
- ◆決定◆ 申請内容を確認の上、登録を決定したときは、文書により当該事業者へ通知します。

水道局ホームページへの掲載イメージ

名称	所在地	連絡先1	連絡先2	電話受付時間	修繕対応時間	休業日
千代田区						
A工事店(株)	千代田区〇〇一丁目2番3号	03-1234-XXXX	090-1234-XXXX	9:00~17:00	9:00~17:00	土、日
B工事店	千代田区〇〇二丁目3番4号	03-2345-XXXX		8:30~17:30	9:00~17:30	土、日、祝
C工事店(有)	千代田区△△一丁目4番5号	03-3456-XXXX		9:00~22:00	9:00~22:00	無休
D工事店	千代田区□□三丁目5番6号	03-4567-XXXX	090-2345-XXXX	8:00~18:00	8:30~18:00	日、夏季
E工事店	千代田区〇〇四丁目6番7号	03-8765-XXXX		8:30~17:30	9:00~17:30	土、日、祝

7 給水条例等の一部改正



給水条例等の一部改正について

【令和7年東京都給水条例を一部改正】（令和7年10月17日施行）

＜改正条文＞

第六条 給水装置の新設、改造、修繕（法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。

災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事のうち修繕工事の施行が可能となりました。